西海市業務委託標準契約書

１　業務番号　　　第　　　　　　号

２　業務の名称　　　　　　　　　　　　　　　　　　　業務委託

３　履行期間　　　　 　　 年 　　 月 　　 日から

　　　　　　　　　　　 　　 年 　　 月 　　 日まで

４　業務委託料　　金　　　　　　　　　　　　　　円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　　　　円）

５　契約保証金　　西海市契約規則第28条第　　項第　　号により免除

上記の業務について発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　 　　 年 　　 月 　　 日

　　　　発注者　　住所　　長崎県西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222番地

　　　　　　　　　　　　　西海市

　　　　　　　　　氏名　　　西海市長　　杉澤　泰彦　　 　　 　 印

　　　　受注者　　住所

　　　　　　　　　商号又は名称

代表者職名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（総則）

第１条　受注者は、別冊仕様書、図面等に基づき、頭書の業務委託料をもって、頭書の履行期間内に頭書の業務を完了しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第２条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

２　発注者は、この契約の目的物の引渡し前においても受注者の承諾を得て、これを使用し、又はこれを使用するに当たりその内容等を変更することができる。

（一括委託又は一括下請の禁止）

第３条　受注者は、業務の全部又は主体部分を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務の調査等）

第４条　発注者は、必要に応じ、受注者に対して業務の実施状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

（業務内容の変更等）

第５条　発注者は、必要があるときは、業務内容を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第６条　受注者は、その責に帰すことができない事由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその事由を付して履行期間の延長を求めることができる。

（損害に係る経費の負担）

第７条　業務の実施に関し、生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害が発注者の責に帰すべき事由により生じたものである場合は、発注者が負担する。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第８条　受注者の責に帰すべき事由により、履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

２　前項の損害金の額は、業務委託料に対して遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条第１項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額とする。

３　発注者の責に帰すべき事由により、第10条第２項の規定による業務委託料の支払が遅れた場合は、受注者は、発注者に対して、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（検査及び引渡し）

第９条　受注者は、業務を完了したときは、発注者に対して通知しなければならない。

２　発注者は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

３　受注者は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡し（以下「履行の追完」という。）を行い、発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、履行の追完を業務の完了とみなして前２項の規定を準用する。

４　前項の履行の追完に要する経費は受注者の負担とし、履行の追完に要する期間が頭書の履行期間（第６条の規定による延長後の履行期間を含む。）を超過する日数については、その日数に応じて前条第１項の規定を準用し、損害金を徴収する。

５　受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく目的物を、発注者の指示する場所において発注者に引き渡すものとする。

（業務委託料の支払）

第10条　受注者は、前条第２項の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による支払請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

（契約の解除）

第11条　発注者は、受注者が業務を履行しない場合において、受注者に対し相当の期間を定めて業務の履行を催告し、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。

２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要することなく契約を解除することができる。

(１)　履行期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(２)　業務を履行せず、発注者が前項の催告をしても契約の目的を達成するのに足りる履行がされる見込みがないと認められるとき。

(３)　第２条の規定に違反して業務委託料の支払請求権を譲渡したとき。

(４)　受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその契約締結に係る権限の委任を受けた者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(５)　前各号に掲げる場合のほか、この契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

３　前２項の規定により契約が解除されたときは、受注者は、業務委託料の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。ただし、その契約の解除が受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（契約不適合責任）

第12条　発注者は、第９条第５項により引渡しを受けた目的物が契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。

３　前２項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償の請求及び契約の解除権の行使を妨げるものではない。

４　前３項の規定による請求等は、第９条第５項の引渡しの日から２年（以下「契約不適合責任期間」という。）以内に受注者に対して請求しなければならない。ただし、発注者が契約不適合責任期間の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において通知した日から１年を経過する日までに発注者が前３項の規定による請求をしたときは、契約不適合責任期間に請求をしたものとみなす。

５　発注者は、第９条第５項の引渡しの際に目的物に契約不適合があることを知ったときは、前項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ当該契約不適合に関する請求をすることはできない。ただし、受注者が引渡しの際にその契約不適合があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りでない。

（契約保証金の還付等）

第13条　発注者は、目的物の引渡しがあったときは、速やかに頭書の契約保証金を受注者に還付しなければならない。

２　発注者は、第11条の規定により契約を解除し違約金を徴収する場合において、頭書の契約保証金が納付されているときは、当該契約保証金をもって同条第３項の違約金に充当するものとする。

（秘密の保持）

第14条　受注者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（補足）

第15条　この契約書に定めるもののほか、西海市契約規則（平成17年西海市規則第55号）及び西海市業務委託執行規則（平成20年西海市規則第24号）を遵守するとともに、これらの規定及びこの契約書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別紙

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

 第１　受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

 （秘密の保持）

第２　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

 （適正な取得）

第３　受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

 （適正管理）

第４　受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

 （事業所内からの個人情報の持出しの禁止）

第５　受注者は、発注者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、受注者の事業所の外に持ち出してはならない。

 （目的外利用及び提供の禁止）

第６　受注者は、発注者が指示したときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

 （複写又は複製の禁止）

第７　受注者は、発注者が承諾したときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

 （再委託の禁止）

第８　受注者は、発注者が承諾したときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行うものとし、第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条 第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託してはならない。

２　受注者は、発注者の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、発注者が受注者に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

３　受注者は、再委託先の第１項に規定する事務に関する行為及びその結果について、受注者と再委託先との契約の内容にかかわらず、発注者に対して責任を負うものとする。

４　受注者は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に報告しなければならない。

 （資料等の返還）

第９　受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときはその指示に従うものとする。

 （業務に従事している者への周知）

第10　受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該業務の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

（管理体制）

第11　受注者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、管理責任者を特定し、内部における管理体制を確保しなければならない。ただし、この契約により取り扱う個人情報が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第９項に規定する特定個人情報をいう。） に該当する場合は、受注者は、この契約による業務に従事する者及びその管理責任者（以下 「従事者等」という。）を特定し、その管理及び実施体制について、発注者に書面で報告しなければならない。なお、当該報告をした後にその内容が変更になった場合も同様とする。

 （従事者等に対する教育）

第12　受注者は、従事者等に対し、個人情報の取扱いについての教育及び監督をしなければならない。

 （事故報告）

第13　受注者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

 （派遣労働者の利用時の措置）

第14　受注者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、派遣労働者に、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。